

中学校生活について

1. 制服のきまり

冬 服 11月1日～5月31日

- ・登校の時は、ブレザーを着ていること。
- ・ブレザーの左胸には、校章をつけていること。
- ・暑い場合は校舎内でブレザーを脱ぎ、Yシャツ、指定のポロシャツ、セーター、ベスト（女子のみ）で生活してもよいが、名札をつけていること。
- ・Yシャツは、第1ボタンまでははずしてもいいが、第2ボタンからはしっかりとつける。
- ・ポロシャツ、女子のブラウスは第1ボタンまでしっかりとつけること。
- ・ブレザーやセーターのそでは、まкруらずに着用すること。
- ・式、朝礼、学年集会などの場合は、ブレザーを着用することを原則とする。
- ・終業式、始業式、卒業式などの儀式の時はネクタイ、リボンを着用すること。（正装）

夏 服 6月1日～10月31日

- ・ブレザー、セーターを着ないでYシャツ、ポロシャツ、ベスト（女子のみ）で生活する。
- ・Yシャツは、第1ボタンをはずしてもよいが、第2ボタンからはしっかりとつける。
- ・ポロシャツ、女子のブラウスは、第1ボタンまでしっかりとつけること。
- ・長袖を着るか、半袖を着るかは個人で判断すること。
- ・長袖は、そでのボタンをしっかりとつけること。そでをまくる場合はしっかりとまくる。
- ・校章はつけなくてもいいが、名札はつけること。

移行期間

- ・冬服、夏服のどちらを着用してもかまわない。
- ・期間は原則として衣替えの前後とするが、その時の気候により移行期間の長さを設定する。（生徒指導部会で決定する。今年度は5月10日～31日、10月1日～10月29日）

その他

- ・Yシャツ、ポロシャツの下には体育着、または下着を着用する。色物のシャツや部活動のシャツを着ない。
- ・制服、ジャージともにシャツのすそをスカートやズボンから出さないようにすること。
- ・スカート丈は、ひざが隠れる程度とする。
- ・ブレザーを着用する場合は、ボタンを止めることとする。
- ・スカートの中にジャージをはく、セーターの代わりにジャージを着るなど、制服とジャージを併せて着用することはない。
- ・スラックスを着用する場合は、ベルトを締めること。黒、紺、茶色とし、派手なデザインのは禁止する。

2. 生活のきまり

1 頭髪について

「中学生らしく、清潔で自然なこと」

- ・パーマ（縮毛・ストレート）、色染め・脱色、髪飾り、整髪料は禁止。
- ・女子の髪は肩より長い場合は耳より下で結ぶ。結んだ時に前髪が目にかからないようにする。
- ・髪止めのゴムは、黒、茶、紺で色の濃いものとする。
- ・部分的な編み込みは禁止とする。
- ・リボン、カチューシャ、髪飾りはつけないこととする。
- ・特異な髪型は禁止とする。
- ・眉毛を不自然に細くしたり、抜いたりしないこと。

2 服装について

「制服を大切に、学校生活に適した着こなしで」

<靴>

- ・運動ができるスポーツシューズとする。
- ・デッキシューズ、革靴、サンダル、草履、ファッション性の高いものは禁止とする。
- ・バスケットボールシューズのようなハイカットは禁止とする。

<くつした>

- ・白を基調とし、色柄ものは禁止とする。
- ・くるぶしソックス、ルーズソックスは禁止とする。

<制服>

- ・登校の時はブレザーを着用する。下校時は部活動顧問の許可で部活動の服装で帰ることも許可されている。
- ・アクセサリ類（ミサンガなど）を身に付けて来ることは一切禁止とする。
- ・学校内では名札を付けている状態にする。ブレザーやセーターを脱いだ時も名札をつけ替える。登下校時は安全面から、名札を外す。

<防寒着>

- ・登下校で必要な場合は、コートの着用を許可する。
（学生コート、ピーコート、ダッフルコート、部活動で使用しているウインドブレーカーなど。色は黒、紺、グレー、濃い茶とする。）
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマーはしてきてよいが、校舎内でははずすこと。
- ・11月から3月末までの期間は教室、特別教室でひざ掛けを使用してもよい。学校に保管する場合は、記名をし、自席かロッカーボックス内に置くこと。自席からはみ出すようなサイズのもの使用しないこと。

<清掃時の服装>

- ・ジャージまたは体育着で活動する。夏服期間はポロシャツで清掃を行ってもよい。ただし、シャツをズボンの中にしまうこと。
- ・ジャージの下は体育着とし、Yシャツ、セーターは脱ぐ。（冬期にジャージの下にセーターや制服を着るなど、制服とジャージを併せて着用することはしない。）

3 持ち物について

<通学カバン>

- ・通学カバンの指定はありません。

通学バックにつけるキーホルダーは他の人と区別するために一つはつけてもよい。

- ・学校生活に必要な物はない物は、一切持ち込み禁止とする。

アメ、ガムといった菓子類

マンガ、雑誌 トランプやウノなどの遊び道具、ゲーム類、おもちゃ アクセサリー類

腕時計、カメラ、携帯電話、音楽プレーヤーなどの電気機器

カッターナイフを含む刃物などの危険物

プリクラや小学校時代の卒業アルバム、写真

※理由にかかわらず不要物は取り上げとなり、保護者に返却とする。不要物の持ち込みを防ぐために学校と塾とは、通う服装やバックを区別することが望ましい。

4 学校生活・活動について

<身の回りの整頓>

- ・通学に使用するバッグは椅子の下、または机の横にかけ、通路をふさがないこと。
- ・机や椅子にいたずら書きをしたり、削ったりしないこと。
- ・ゴミは、燃えるゴミと資源ゴミに分別して捨てること。

<教室の使用>

- ・自分の教室でない教室に出入りすることは、禁止とする。
- ・先生の許可を受けた場合（清掃など）を除いては、ベランダへは一切出ないこと。
- ・上履きを脱いで入る特別教室（武道場、音楽室、P C室、視聴覚室）は、上履きを下足箱にきちんと入れること。

<放課後>

- ・帰りの会終了後は、他のクラスを待たずにすぐにそれぞれの活動場所へ行く。
- ・下校時刻後は昇降口の生徒玄関の出入りは、禁止とする。やむを得ず校舎内に入る場合は職員玄関から出入りする。

<弁当・水筒>

- ・弁当は自分の教室で食べ、食事後の片付けをしっかりとる。
- ・水筒は通年持参してよい。中身は水、茶、スポーツドリンクとする。ペットボトルはホルダーに入れて持ってきててもよいが、ペットボトルそのまま持ってきてはいけない。

<その他>

- ・休日に部活動以外の用事で登校する場合（忘れ物を取りに来る等）は、学校生活で許可された服装（制服、ジャージ、体育着）とする。
- ・原則として自転車での登下校は認められていないので、部活動の練習試合等の場合を除いては、再登校の場合も含めて必ず徒歩で登校する。
- ・部活動で自転車を利用する場合は、必ずヘルメットを着用する。
- ・定められた通学路を守る。

5 その他のこと

- ・SNS等に他人の誹謗中傷を書き込んだり、他人の写っている画像や動画を許可なく掲載したりするようなことは絶対にしないこと。
- ・他の生徒の氏名や住所、電話番号などを聞き出す電話がかかってくるがあっても、個人情報は一切教えてはならない。
- ・ゲームセンターやカラオケボックスに意味なく出かけることは避ける。特に午後6時以降に生徒だけで出入りしたりすることは、禁止されている。
- ・生徒のみでの外泊は、禁止とする。
- ・中学生の自転車事故が増えているので自転車の利用については注意する。